

令和7年6月吉日

医療機関各位

地方独立行政法人大阪市民病院機構

大阪府立十三市民病院

病院長 倉井 修

地域医療連携室長 川口 なぎさ

連携強化診療情報提供料の算定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当院の地域医療連携にご理解とご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて当院は、令和7年3月1日より『紹介受診重点医療機関』となりましたことから、地域の先生方との医療連携、病診連携の重要性がより一層高まっております。また、国の規定に準じ本年9月1日より選定療養費を変更することとなります。特に初診で受診を希望される患者さまにつきましては、まずは地域の先生方への受診を行っていただき、より広範な検査や処置、入院加療等が必要となる場合、当院へご紹介していただく病診連携の流れをより推進していければと考えております。

併せまして、先生方との患者さまの情報共有を適切に行っていくために、ご紹介後に当院で診療中の患者さまの状態等について、定期的に文書にてお知らせさせていただくことを定常化していきたいと考えております。それに伴いまして、『連携強化診療情報提供料（150点）』の算定を開始いたします。つきましては、受診予約が令和7年7月1日以降となる患者については、返書のご依頼があると判断し、算定することとなりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

敬具

記

【算定開始日】

令和7年7月1日（火）受診患者より

【算定対象】 以下をすべて満たす場合が当院の算定対象となります。

- 紹介元医療機関が診療所または200床以下の病院
- 診療情報提供書による診療依頼
- 当院で安定するまでの期間、診療を行う場合